

田園調布小学校地域学校協働本部『でんしょう応援団』規約

(設立) 平成24年8月23日 田園調布小学校長決定

(本部の設置)

第1条 大田区立田園調布小学校（以下「学校」）の教育活動を充実発展させるとともに、学校周辺地域の協力体制の構築のため、「でんしょう応援団」（以下「本部」という）を設置する。この団体の所在地を学校（東京都大田区田園調布 2-31-16）に置く。

(所管事項)

第2条 本部は、次の事項を所管する。

- (1) 学校長の求めに応じた、学校の児童を対象とした教育支援活動に関すること。
- (2) 本部が企画・立案する学校の児童を対象とした教育支援活動及び地域支援活動で、学校長の承認の下に学校で行うものに関すること。
- (3) 本部の予算・決算に関すること。
- (4) その他、本部の活動に関して必要なこと。

(本部の構成)

第3条 1. 本部は学校長より指定された、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 地域学校コーディネーター
 - (4) その他、学校長が指定する者
2. 会長は、本部を総括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
4. 会計は、地域学校コーディネーターをもって充てる。

(本部委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 総会は4月と2月に行い、補助金の予算・決算等の承認等は出席者の過半数の同意をもって決定する。諸問題が発生した場合は随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

(地域学校コーディネーターの指定)

第6条 第3条第1項第3号に規定する、地域学校コーディネーター（以下「コーディネーター」という）は、学校に対する理解と教育に熱意のある者の中から学校長が指定する。

(コーディネーターの役割)

第7条 コーディネーターは、第2条各号に掲げる本部の活動のほか、学校の教育指導方針に沿った支援のために次の事項を行う。

- (1) 学校支援ボランティアとの連絡及び調整
- (2) 学校支援ボランティア及びその他学校を支援する人材情報の収集整理
- (3) 本部の活動の物品調達
- (4) コーディネーター活動記録の作成及び学校長への報告
- (5) 研修会への参加
- (6) その他、学校支援ボランティアの活動支援に関して必要なこと。

(コーディネーターの任期)

第8条 コーディネーターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(財務)

第9条 大田区教育委員会より交付される地域学校協働活動補助金については会計が適正に管理を行い、定期的に代表者の閲覧を受けるものとする。

(本部の召集)

第10条 本部は、学校長が召集する。

(守秘義務)

第11条 本部の委員、コーディネーターは、その任に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、本部に必要な事項は学校長が別に定める。

(個人情報の取り扱い)

第13条 地域学校協働本部活動を行うために必要とする個人情報の取得、利用、提
共及び管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

この規約は、平成24年9月3日から施行する。

平成29年9月3日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

令和7年4月1日 学校支援地域本部から地域学校協働本部移行に伴い、一部改正

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

でんしょう応援団 会長 小山 誠司

『でんしょう応援団』個人情報取扱方法

(平成29年9月3日改正)

(令和7年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、この会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 この会は個人情報保護に関する法令等を順守するとともに、地域学校協働本部活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は総会資料等で周知する。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報とは、「参加申込書」等により同意を得て会長に提出された個人が特定される事項とする。

(同意の取り消し)

第5条 参加者は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取り消すことができる。

2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 参加費の請求、その他文書の送付
- (2) 参加者名簿の作成
- (3) 緊急時・災害時などの連絡網の作成

(管理)

第7条 個人情報は会長又は会長が指定するものが適正に管理する。

2 不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合は除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。